

「WEB合同就職面接会事業」業務委託仕様書

1 委託事業名

「WEB合同就職面接会事業」業務委託

2 委託事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により雇用情勢が悪化する一方で、対面型の面接会も規模を縮小又は中止する必要があるため、求職者に対するマッチング支援の機会が減少している。

この状況下で新規大卒者等や雇用情勢の悪化を契機に職を求めの方を対象とし、「新しい生活様式」に沿った、ウェブを活用した合同就職面接会等を新たに実施することで市内雇用環境の改善に寄与する。

また、市内企業に対しては、対面式の面接会が開催できないことへの代替措置や、ウェブを活用した採用活動の導入支援という視点から本事業を実施する。

3 委託事業の概要

- (1) 令和4年3月新規大学卒業予定者等（新規大卒者等）及び雇用情勢の悪化を契機に求職活動を行う一般求職者を対象とした「WEB合同就職面接会」の企画・運営・実施
- (2) (1)の事業の広報等
- (3) (1)、(2)の事業計画書・事業報告書・事業完了報告書の作成及び提出、アンケート及び報告会の実施

4 事業内容

(1) ウェブを介して企業と面接する「WEB合同就職面接会」の企画・運営・実施

受託者は、次の事業を実施すること。なお、実施にあたり具体的な内容や方法については、本市と協議し決定すること。

ア 実施内容

(7) 「WEB合同就職面接会」専用ウェブページの企画、制作

求職者と企業がウェブを介して面接ができるよう、ウェブ上に専用ページを企画・制作すること。また、公開に当たっては本市と協議のうえ了承を得ること。

(4) 面接会に参加する企業の募集

本面接会の参加企業の募集を行うこと。募集に当たっては受託者の保持するデータベース等を活用するとともに、市内経済団体や「I・TOP横浜」、「LIP横浜」の参画企業等への広報を通して、より多くの求職者の参加が見込めるよう、多様な業種、職種の求人の収集に努めること。

(5) 面接会に参加する企業の求人受理

本面接会に参加企業の求人を受付け、求人内容の確認、受理を行うこと。確認、受理にあたっては、労働関係法令等に照らして不適切な求人をお断りしないよう確認を行うこと。また、適宜本市に報告を行い、参加企業を決定すること。また、

掲載する求人については正社員求人のみとすること。

(エ) 面接会に参加する求職者に対する広報

本面接会に参加する求職者を確保するため積極的な広報を行い、より多くの求職者の参加が見込めるよう、ウェブや広告等を活用し効果的な広報に努めるほか、多くの参加者の獲得に努めること。

(オ) 面接会の実施

受託者は、参加者及び参加企業の受付、案内を行い、本面接会を通して効果的な就労支援につながるよう、参加者及び参加企業へのサポートを行う等運営方法の工夫を図ること。また開催にあたっては、運営に必要な人員を配置し、面接会の円滑な運営体制を構築すること。

(カ) 面接会の体制

受託者は、参加企業に対して広報や面接会当日のサポートを行うほか、求職者に対してもイベント活用方法の案内や問い合わせ窓口を設置し、参加者に対するフォローを行うこと。

イ 実施回数

新規大卒者等対象 2 回と一般求職者対象の面接会を 1 回実施すること。

ウ 実施時期

実施時期については他で開催される面接会日程を参考の上、集客に効果的な日程を考慮の上決定すること。また、新規大卒者等対象回については、令和 3 年 11 月から令和 4 年 1 月の間に 1 回開催すること。開催日時については本市と協議の上決定すること。

(参考) 行政機関が主催し、横浜市内で開催される対面式面接会 (予定)

一般対象	令和 3 年 6 月中旬、9 月、10 月、11 月、2 月
就職氷河期世代対象	令和 3 年 5 月中旬、7 月上旬、11 月下旬、1 月中旬
新規大卒者等対象	令和 3 年 12 月上旬

エ 各面接会の目標数

	新規大卒者等対象 (2 回合計)	一般求職者対象
参加求職者	300 名	300 名
参加企業数	50 社 (各回最低 20 社)	25 社

オ 対象となる参加者及び参加企業

	新規大卒者等対象	一般求職者対象
参加者	令和4年3月卒業予定の大学院生、大学生、短期大学生、専修学校生、高等専門学校生及びこれらの既卒者（概ね3年以内）	本面接会に公開された求人に応募を希望する求職者
参加企業	横浜市内中小企業を中心に、就業場所が横浜市内もしくは本社所在地が横浜市内である事業所のうち、正社員での求人募集を行う企業	

カ 本面接会の参加費

参加企業、参加求職者ともに無料とする。

キ 関係機関との連携

受託者は、本面接会の実施にあたり、労働局、公共職業安定所などの労働関係官庁、大学や専門学校等の教育機関や市内経済団体等、関係機関と連携し、効果的な事業運営及び集客等に努めること。

(2) 事業の広報等

横浜における地域特性等を踏まえた上で、イベント情報を効果的に情報発信し、事業目標数を達成するために、本市と協議の上、本事業に係る具体的な広報を企画し実施すること。

実施にあたっては、チラシ・広報誌、及び各協力企業・団体が展開するメールマガジン、ウェブサイト、SNS、マスメディアや交通広告等、様々な広報媒体を効果的に利用すること。

(3) 事業計画書・事業報告書・事業完了報告書の作成及び提出、アンケート及び報告会の実施

ア 事業計画書

契約締結後速やかに、事業スケジュールや事業内容等を記載した事業計画書を作成し、本市の了承を得ること。

イ 事業報告書

面接会の実施終了毎に、事業報告書を作成し本市に実績等の報告を行うこと。報告内容は以下のとおりとする。なお、下記以外に必要な事項については別途協議する。

- (ア) 参加企業の名称、業種
- (イ) 参加者の内訳（参加者数）
- (ウ) 実施内容の詳細（実施日、実施内容、周知・広報手段の報告）
- (エ) 実施内容の効果（面接件数、就職決定の状況等）

(オ) 参加企業、参加求職者に関するアンケートの集計結果

(カ) 面接会における今後の課題と改善方法

ウ 事業完了報告書

事業完了後、実施結果をまとめた事業完了報告書を作成し、契約期間内に提出すること。その際面接会の課題等を抽出し、今後の事業の方向性等も併せて報告すること。

エ アンケートの実施

面接会への参加者及び参加企業に対するアンケートを作成し、回収すること。アンケート調査項目については、本市と協議し決定すること。アンケート結果は集計を行い、その結果を元に事業報告書等を作成し報告すること。

オ 本市に対する報告会

受託者は本市との綿密な打合せ及び本事業の進捗状況に係る報告会を随時行い、本事業を円滑に遂行すること。

5 実施体制

受託者は契約締結後速やかに本事業の実施体制を構築し、市の承認を得ること。あわせて総括責任者を含め、本事業に従事する者の構成及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。実施体制は、就職面接会の企画・開催経験を有する者を配置し、本事業の円滑な実施に努めること。

6 委託料の支払い

委託料は、「事業完了報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

7 個人情報の取扱い

ア 本事業のために収集し提供を受けた個人情報は、受託者が実施している他の事業等に流用しないこと。

また、本事業利用者の個人情報は、委託期間終了後、電子媒体については安全・確実に消去するものとし、紙媒体、電子媒体等のその形態を問わず個人情報を継続して保有しないものとする。

イ 応募書類等に個人情報を目的以外に利用・提供しないことを明記し、その旨を求職者に説明すること。

ウ 「個人情報取扱特記事項」、「電子機器処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び関係法令等を遵守すること。

エ その他、本仕様書に明記されておらず、業務上生じた疑義については、本市と協議の上対応すること。

8 事業実施上の留意事項

(1) 当該業務は、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

(2) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については本市に随時報告すること。

- (3) 委託業務における資料・根拠等は全て明確にしておくこと。
- (4) 委託契約約款第6条に基づき、本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、それが本事業を提案した際のグループの一員であっても、横浜市の承諾を得ることが必要になるので、注意すること。
- (5) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めること。
- (6) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、本市と協議して定めること。
- (7) この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用权などの諸権利については本市と協議の上決定するものとする。
- (8) 契約締結にあたり、本市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (9) 本事業実施にあたり、本市が進める他の就労支援事業と必要に応じて連携すること。
- (10) 本事業は、本市から受託者へ支払う委託料のみで実施すること。本市以外の者から報酬または必要な経費等を受け取ることはできない。
- (11) 受託者は集客を目的として、参加企業及び求職者に対し、金銭等を交付しないこと。なお受託者の再委託先についても同様とする。
- (12) 労働関係その他の法令及び本市契約関係規定等を遵守し、関係法令等の趣旨に沿った業務の実施を図ること。

8 特記事項の遵守

事業を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで